

2025年度 東広島市教育委員会主催・広島大学マスタース共催市民講座

「交通事故の法律問題」

広島大学マスタース会員 鳥谷部 茂

本講座は、東広島市民文化センター研修室2で以下の4回に分けて、2026年2月に実施。参加者は、10人から13人であった。

第1回 東広島地区の重大事故から学ぶ（2026年2月7日(土)）

(1) 東広島市内人身事故 2025年1月～12月

①1年間 244件の人身事故

②場所 広大前 58件、西条駅前 48件、寺西 31件、西高屋 26件、川上 19件、栗瀬 17件、八本松 14件

③事故態様 ※広大前が人身事故が一番多いことに注意!

相手方：車と歩行者 29件、歩行者と自転車 1件、自動車と自転車 32件、自転車同士 0件
衝突：正面衝突 8件、追突 91件、出合頭 41件、左折 2件、右折 10件、その他 22件
単独事故：自転車 1件、車 7件

(2) 事故の割合

①事故形態：追突 39%、出合頭 24%

②路線別：国道2号が12%、375号が14%、県道が18%、市道35%、

③高齢者事故：第1事故当事者 31～36%、

(3) 法的責任（東広島市内の重大事故【1】～【5】事案を紹介）

【1】は死亡事故。軽自動車が歩行者をはねた場合は歩行者が赤信号でない限り（この場合は信号機無し）、歩行者の過失は0%で自動車が100%。ひき逃げ逃走なので刑法上の責任も負う。

【2】は死亡事故。この場合は乗用車がセンターラインを越えているので運転手（妻）に過失があり、夫に損害を与えており、他人に損害を与えた場合として、自動車損害賠償法の賠償責任を運転手（妻）に代わり保険会社（強制保険）が賠償責任（3000万円まで）を負う。

【5】は死亡事故。高所作業車が通常の自動車でなければ自賠償の対象にならないが、工事用車両保険等の対象になり、労災保険とともに死亡補償金給付の対象となる。工事責任者の過失致死傷罪も問題となる。

【3】【4】も重大事故です。それぞれの自動車賠償責任保険及び任意保険の対象となる。人身被害及び物損被害について賠償の対象となる。

第2回 自転車の罰則強化等の改正（2026年2月14日(土)）

2026年4月に道交法改正法が施行され、16歳以上の自転車交通違反者に対し、車と同じく反則金納付を通告できる交通違反切符（青切符）制度が施行される。歩道で歩行者が自転車にはねられる痛ましい事故が多かった。危険で悪質な自転車の運転を取り締まることが目的。

i) 自転車の歩道通行違反

自転車は車両であり、車道の通行が原則。左側通行。例外を除き、道路の中央から左側部分の左端に寄って通行する。4月以降はこの取締りが強化される可能性がある。

ii) 携帯電話使用、遮断踏切立入、信号無視、通行区分違反（歩道通行）、指定場所一時不停止、

自転車制動装置不良、公安員会遵守事項違反（イヤホン、傘さし等）、軽車両乗車・積載制限違反（2人乗り、2列並走等）、逆走等の場合は、自転車も道交法違反となり、青切符で反則金の対象となる。

iii) 自転車保険は義務化。ヘルメットは努力義務。

第3回 電動キックボード・モペットの問題（2026年2月21日(土)）

1. 両者の差異

電動キックボードは、自転車と同様であり、車両であるが免許は不要。モペットは、車両であり、ペダルが付いたバイクで免許が必要。特定小型原動機付自転車（キックボード）の基準を満たさない場合は、原付きバイクと同じ免許が必要です。電動キックボードは、自転車と同様にヘルメットの着用は努力義務ですが、ナンバープレートや責任保険は義務づけられています。交通反則通告制度及び放置違反金制度は、いずれにも共通に適用されます。

2. 電動キックボードの交通ルール

①ナンバープレートの取り付け、自動車損害賠償責任保険（いわゆる自賠責保険）などの加入義務。運転者のヘルメット着用は努力義務。②16歳未満の運転の禁止、③飲酒運転の禁止、④二人乗りの禁止、⑤そのほかの禁止事項 運転中にスマートフォンで通話、画面を見たりしながらの運転も禁止。

3. 通行方法

①特定小型原動機付自転車が通行する場所、②例外的に歩道などを通行できる場合、③右折の方法（2段階通行）、④左折の方法、⑤道路で従う信号・標識について、⑥道路標識などにより一時停止すべきとされているとき等にルールに従って通行しなければならない。

4. モペットの交通ルール

①運転免許が必須。②ナンバープレートを取得する必要がある。③ヘルメットを着用する。④装備を整える必要あり。⑤保険の加入が必要。⑥歩道走行は禁止。

第4回 交通事故紛争の解決方法 —公益財団法人・交通事故処理センター(紛セ)の実績と解決方法 (2026年2月28日(土))

1. 実績

紛セは、1974年2月に発足。先導的なADR（裁判外紛争解決手続）機関として、交通事故被害者の迅速な救済を図るために、中立・公正な立場から、損害賠償に関する法律相談、和解斡旋及び審査業務を無償で行う機関として昨年2月には発足50周年を迎えた。

その相談取扱件数（新受件数）は、累計で約26万4千件に上り、その内、約18万5千件について示談が成立した。最近のデータでは和解斡旋等による示談成立の割合は約88%になっている。

なお、斡旋で和解に至らなかった場合は、「審査」の申立てをすることで審査会が開かれ、裁定案が出される。審査員の裁定は、保険会社がこの裁定に従うことになっている。この裁定額から弁護士費用など一切諸費用等が控除されることはありません。

2. メリット

①公正中立 紛セでの斡旋及び審査を担当する弁護士や学者は、保険会社等に関わらない者のみで構成されている。②片面的拘束力 申立人（被害者）と相手方（加害者・損害保険会社）における審査会の裁定があった場合には加害者・損害保険会社はこの裁定に従わなければならない。③全て無料 申立てから裁決まで全て無料である。④裁判基準 紛セでの損害賠償額は、裁判に訴えた場合と同じ基準（裁判基準）で判断される（訴訟費用等は不要）。

以上